

玉城町障害者活躍推進計画

機関名	玉城町
任命権者	玉城町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
玉城町における障害者雇用に関する課題	玉城町においては、積極的な採用活動を行い、令和6年6月1日時点での障害者雇用率は3.24%であり、法定雇用率を達成している。 今後も法定雇用率以上の雇用率を維持や障害者である職員の活躍のため、さらなる体制整備や各種取組が必要である。
目 標	
1. 採用に関する目標	各年6月1日時点の障害者実雇用率を法定雇用率以上とする。 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 【評価方法】毎年の任免状況通報の際、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	(1) 障害者雇用推進者として総務防災課長を選任する。 (2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害のある職員の相談窓口を設定し、庁内電子掲示等により周知する。 (3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	(1) 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害のある職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて、業務内容等の検討を行う。 (2) 障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 (2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 (3) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。